

森林経営管理法が施行されます

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立のため、森林所有者自らが適切に経営・管理できない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ、新たな制度がスタートします。

森林を手入れすると地域の安全・安心につながります

手入れがされた森林は、国土保全、雨水をろ過して地下水として蓄え土砂崩れなどを防ぐ、地球温暖化防止など、公益的機能を持続的に発揮します。



間伐が遅れた人工林

森林所有者の責務を明確化しています

新たな法律では、「適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。」と、森林所有者の責務を明確化しています。

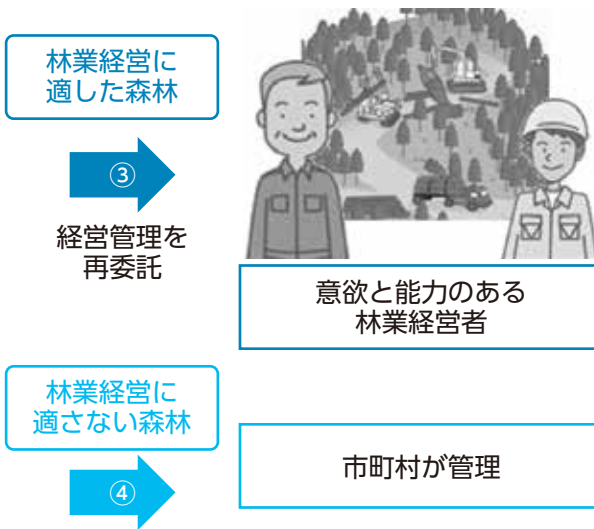
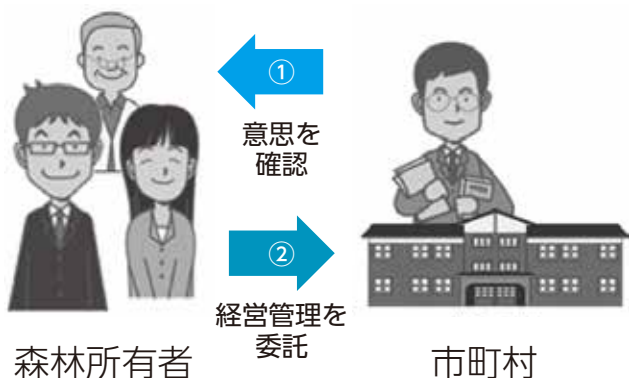
※「適時に」とは、「適切な時期に」という意味で、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱せずに、伐採、造林及び保育を実施することです。なお、標準伐期齢に達したら、即主伐するというものではありません。

適切に経営管理を行うことが難しい場合

※自ら施業したり、あるいは林業事業者へ経営委託して、適切な経営・管理を行っている森林所有者に対しては、経営管理を継続できるよう、引き続き支援してまいります。

- ①市町村が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、意向を確認します。
- ②森林所有者が「市町村に任せたい」と希望したときは、市町村と協議の上、経営管理の委託手続きを行います。

- ③林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託します。
- ④林業経営に適さない森林は、市町村が森林を管理します。



〈お問い合わせ先〉

熊本県農林水産部森林局森林整備課
Tel 096 (333) 2441

または

南阿蘇村役場 農政課 林務整備係
Tel (67) 2706

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指します

